

北栄町農地賃借料情報

(平成31年4月)

単位:円

農地区分	細目	適用区域	最高額	最低額	平均額	データ数
田	上	大区画整備田及び給水設備がある田又はこれに準ずる田	14,000	5,000	10,100	229筆
	中	圃場整備された生産力の高い田	11,000	3,000	7,400	186筆
	下	耕作条件が悪く生産性の低い田	実績がありません			0筆
砂丘畑	上	砂丘畑灌漑施設区域(中北条地区)	17,000	6,100	11,300	25筆
	中	砂丘畑灌漑施設区域で上記以外の地区	20,000	4,500	12,100	61筆
	下	上記以外の区域	実績がありません			0筆
普通畑	上	圃場整備された区域	17,000	2,600	8,800	125筆
	下	上記以外の区域	2,000	2,000	2,000	1筆

1 平成30年1月から12月までの間に3年以上の利用権が設定された10アール以上の農地の10アール当たり賃借料です。

2 賃借料は、農地の形状、勾配、地理条件等により双方の合意で決定します。適用区域に示す賃借料を参考にしてください。

■ご注意ください■

田畑の転用（農地を住宅用地や駐車場等の農地以外にする行為）は、**許可が必要です**。**農地を一時的に使用する行為**（土砂、資材の仮置き場等）においても、**一時転用の許可が必要です**。

許可が必要な場合は、農業委員会事務局（37-3135）にご相談ください。